

千曲市教育委員会訓令第2号

本 庁
出先機関

保育園医及び保育園歯科医の嘱託等に関する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

千曲市教育委員会
教育長 小 松 信 美

保育園医及び保育園歯科医の嘱託等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第69号）第14条の規定による健康診断等の実施にあたり、保育園医及び保育園歯科医（以下「嘱託医等」という。）の嘱託等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 嘱託医等は、千曲市内の病院、診療所等の医師の中から千曲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

2 前項の規定による嘱託医等の委嘱は、園長の内申に基づき行うものとする。

(職務)

第3条 嘱託医等の職務は、次の各号の区分に従い、当該各号に定めるものとする。

(1) 保育園医

- ア 保育所の保健計画の立案に関し、必要に応じ指導と助言を行うこと。
- イ 保育所の環境衛生の維持及び改善に関し、必要に応じ指導と助言を行うこと。
- ウ 保育所で行う健康診断に従事すること。
- エ ウの健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置等に関し、必要な保健指導と助言を行うこと。
- オ 保育園児の健康に関し、必要に応じ健康相談を行うこと。
- カ 保育所の感染症の予防処置等に関し、必要に応じ指導と助言を行うこと。
- キ 保育所の食中毒の予防処置等に関し、必要に応じ指導と助言を行うこと。
- ク アからキまでに掲げるもののほか、保育所における保健管理に関する専門的事項に関し、必要に応じ指導と助言を行うこと。

(2) 保育園歯科医

- ア 保育所の保健計画の立案に関し、必要に応じ指導と助言を行うこと。
- イ 保育所で行う健康診断のうち、歯の検査に従事すること。
- ウ イの健康診断の結果に基づき、う蝕及びその他の歯周疾患の予防処置等に関し、必要な指導と助言を行うこと。
- エ アからウまでに掲げるもののほか、保育所における保健管理に関する専門的事項

に関し、必要に応じ指導と助言を行うこと。

(報酬)

第4条 嘱託医等の報酬は、学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び産業医の嘱託等に関する規程（昭和28年長野県教育委員会訓令第3号）及び千曲市特別職の職員の給与に関する条例（平成15年千曲市条例第39号）等を参考に、予算の範囲内で市長が定めるところによる。

(解職)

第5条 園長は、嘱託医等の委嘱を解こうとするときは、嘱託医等の解職内申書を教育委員会に提出しなければならない。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。